

児童手当を受けているみなさんへ ～6月28日(金)までに「現況届」の提出を～

児童手当を受けているすべての人は『児童手当現況届』を提出しなければなりません。提出がないと、資格があっても手当が受けられなくなります。該当者には、6月上旬に届出用紙を郵送します。

用意 現況届用紙、印鑑（朱肉を使うもの）

※その他、必要に応じて次の書類を提出する場合があります。

- ・受給者の健康保険証のコピー又は年金加入証明（厚生年金等に加入している場合）
- ・児童手当用所得証明書（平成25年1月1日の住所が市外の場合）
- ・世帯全員の住民票で省略のないもの（児童の住所が市外の場合）

提出場所

子育て支援課（市役所2階）、市民福祉課（総合支所仮庁舎）

提出期限 6月28日(金)

郵送で提出する場合

郵送による提出は、到着日が届出日となります。期限に間に合わなかった場合は、支給を停止しますので、早めに郵送してください。

※書き漏れや提出書類の不足等があった場合は、再度提出していただくことがあります。

※郵送事故防止のため、簡易書留、特定記録郵便など記録に残る郵送をお勧めします。

★子育て支援課 ☎②1130、市民福祉課 ☎②1333



介護保険の利用者負担金助成制度・

負担限度額認定の申請(更新)を忘れずに

これらの制度を受ける場合、事前に受給資格の認定を受ける必要があります。申請月分から助成や減額の対象となります。制度を利用したい人は、申請してください。

現在、これらの制度を利用していている人は、有効期間が6月末までとなっております。引き続き利用する場合は、再度手続きが必要です。

①介護保険利用者負担金助成制度

介護認定を受けている人が介護保険の居宅サービス等を利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度です。
対象 介護認定を受けていて、平成25年4月1日時点で次の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）

- ・平成25年度の住民税が世帯全員非課税で高齢福祉年金を受給している人：利用者負担金の2分の1を助成
- ・平成25年度の住民税が世帯全員非課税の人：利用者負担金の4分の1を助成

用意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

◎対象とならないサービス
・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービス
・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度です。

対象 介護認定を受けていて平成25年度の住民税が世帯全員非課税の人

用意 平成24年度の介護保険負担限度額認定証、印鑑（朱肉を使うもの）

《①②共通》

受付 6月20日(木)～7月16日(火)（土・日・休日を除く）

受付場所 介護いきがい課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所仮庁舎）

★介護いきがい課 ☎④171
9、市民福祉課 ☎②1333

新築・増築家屋の

評価調査を

実施していきます

市では固定資産税・都市計画税の課税のため、新築又は増築等された家屋の評価調査を実施しています。調査は、対象者に通知したうえで、市職員が訪問します。

また、家屋を取り壊した場合は、課税台帳から削除しますので課税課へご連絡ください。

※住宅用地には「課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されていますが、家屋を取り壊した場合は、その特例がなくなります。

★課税課 ☎⑤1121

児玉地域における

固定資産税の現地調査に

ご協力ください

課税の適正化を目的に、6月から児玉地域の土地及び家屋の現地調査を行います。

調査は、対象者に通知したうえで、市職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

★児玉税務対策室 ☎④422

国民健康保険用封筒に広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。

このたび、国民健康保険証の送付のための封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

広告媒体 長形3号封筒（国民健康保険証の送付に使用）
募集期間 6月28日（金）まで（必着）

広告の規格等

- ①掲載位置 封筒裏面
 - ②募集枠数 4枠
 - ③枠の大きさ（1枠当たり）
おむね縦30mm×横85mm
 - ④刷色 単色（黒）
 - ⑤広告料（1枠当たり）
18,000円
 - ⑥印刷枚数 18,000枚
 - ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、9月から半年間程度
- ※約14,000枚を9月下旬に送付する国民健康保険証の更新時に使用します。
- 申込** 次の書類を郵送又は直接企画課（市役所3階）へ提出
- ①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市ホームページ

ジからダウンロードしたものの）

②広告の原稿（電子データ）
 ③申込者の事業内容等が分かる書類

④納税証明書（申込者が市外の場合）

郵送先

〒367-8501
 本庄市本庄3-5-3
 本庄市役所企画課

注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
 - ・応募多数の場合は、抽選となります。
 - ・応募少数の場合は、掲載を見合わせる場合があります。
 - ※詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市ホームページで閲覧できます。
- ★企画課 ☎ 1157



国民マスコット 健康まもるくん

犬の飼い主のみなさんへ ～「飼い主のマナー」を守りましょう～

かわいい愛犬でも、マナーを守らずに飼うと、周囲に迷惑をかけてしまいます。家族の一員として愛犬と楽しく暮らすために、飼い主としてのマナーを守りましょう。

飼い主の責任です！フンは持ち帰りましょう！

愛犬を散歩させるときには、フンを持ち帰る道具を持ち、飼い主が必ずフンを持ち帰りましょう。

※ペットのフン害にお困りの方には、啓発用の看板を無償で配布しています。希望する方は、下記の窓口へ直接お越しください。

配布窓口 本庄市保健センター、環境推進課（市役所4階）、総務課（総合支所仮庁舎）

人にも、犬にも迷惑です！放し飼いはやめましょう！

犬の放し飼いは、周囲にとっては大変迷惑です。犬には、限られた自分の居場所（テリトリー）が必要です。愛犬が安心し、落ち着いて生活できるよう、綱や鎖でつなぐか、柵やおりなどで囲い、放し飼いはやめましょう。

あなたが主人です！最後まで責任を持って飼いましょう！

犬に共通する習性や、犬の持つ性格をよく理解し、最後まで愛情を持って飼いましょう。また、妊娠を望まない場合は、早めに去勢手術、避妊手術をすることも考えましょう。

★健康推進課 ☎ 2003

猫の飼い主のみなさんへ

最近は猫によるフン害も多く見受けられます。猫を自由にさせておくと、他人の敷地内に入り込んで用を足します。

猫を飼っている人は、家の中にトイレを用意して使わせるようにしましょう。

トイレのしつけは簡単です

臭いを嗅いで回ったりして、場所を探している様子を見たら、用意したトイレに連れて行きます。これを繰り返して覚えさせましょう。

*猫についての相談は、埼玉県動物指導センター（☎ 048-536-2465）へ

光化学スモッグにご注意を！

光化学スモッグは、自動車の排出ガスや工場等のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により化学反応を起こしてできるものです。光化学スモッグは、一定の濃度になると人の健康や植物などに被害を及ぼすことがあります。

発生しやすい気象条件は、晴れ又は薄曇りの日で、気温が高く、風が弱いときです。このようなときには、なるべく屋外に出ないようにし、窓等はできるだけ閉めるようにしてください。

また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたりした場合は、すぐに洗眼やうがいをしてください。乳幼児、高齢者、病弱な人は被害を受けやすいので、特に注意しましょう。症状が重い場合は、医師の診断を受けてください。

★環境推進課 ☎ 1173、
 本庄保健所 ☎ 6481

